

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○竹崎和虎君 皆さんこんにちは。自由民主党・熊本市第二選挙区選出・竹崎和虎でございます。

木村知事が就任されて2回目の質問となるところでございますが、知事の政治信条は現場主義と伺っておるところですが、私も、モットーとして、徹底的現場主義を抱えております。今日は、現場で聞いた要望、皆様方のお困り事、これを中心に質問をさせていただきますので、現場の思いに応えられるような答弁を執行部の皆様方にはよろしく願いを申し上げ、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に、指定管理者制度について質問をいたします。

平成15年、当時の小泉純一郎内閣総理大臣の下、日本において、公営組織の法人化、民営化が急速に進行されておりました。そのような中、平成15年6月13日公布、9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により指定管理者制度が導入され、民間事業者やNPO法人などにも管理運営を委ねることが可能になりました。

この法改正により、管理委託制度下の公の施設については、改正法施行後3年以内に条例を制定し、指定管理者制度に移行するよう求められました。

本県においては、38施設が指定管理者制度を導入しています。この指定管理者制度は、多様化する県民のニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理及び運営に民間事業者のノウハウも活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減を図ることで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的としています。

そのため、県は、指定管理者による管理の基準や業務の範囲を定め、その内容に沿って適正な管理運営ができる団体を指定管理者に選定する必要があり、県では、施設ごとに指定管理候補者選考委員会と呼ばれる指定管理者の選定委員会を設置しており、書類による一次審査、個別のヒアリングによる二次審査を行い、指定管理候補者を選定しています。

さらに、指定管理者による運営が始まった後も、適正な運営がなされているか、随時業務報告を求め、現地を調査するとともに、必要に応じて改善の指示を行うなど、県は、設置者としての責任を果たさねばなりません。

また、指定管理者になった団体は、県と締結した協定に沿って適正な管理運営を行うほか、創造性、独創性を生かした事業や効率的な施設運営に努めることが求められており、管理業務に係る事業計画書を県に提出し、委託料として、管理運営に必要な経費は、事業年度ごとに、県から前金払いにより支払われています。

本県においては、平成16年9月に熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を策定し、平成17年4月から制度の導入を進め、令和7年4月現在、県の公の施設52施設のうち38施設が指定管理者制度を導入しており、そのうち、非公募により選定した1施設を除く37施設が公募により選定されています。

公募によって、民間事業者の参入も徐々に増えており、民間事業者のみの指定管理者となっている施設が25施設あります。民間事業者のノウハウも一定程度は活用されるようになってきているように見受けられますが、一方で、地方自治体からの出資がある事業者が指定管理者となっている施設が13あります。38施設のうち、指定管理者制度導入以前と同じ者が指定管理者となっている施設が、構成団体と同一のものも含め15施設あります。また、公募とはいっても、1事業者しか応募のなかった施設が37施設のうち32施設もあり、86.5%が1者による応募となっております。

このような状況の中、どのような審査基準で、どのように審査が行われているのかを調べてみますと、県としては、運用指針において、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の選定基準に基づく審査項目や配点を示していますが、指定管理者選定時の合格基準点があるのは38施設中2施設のみでした。

施設によっては、その施設の規模や特質に応じた審査項目や配点となることは適切だと思いますが、県の施設としての水準を保つためには、指定管理者選定時の合格基準点を設定するなど、一定の基準は必要であると考えます。

このままでは、所管課によって事務作業がやりやすいように、また、これまでの指定管理者が有利になるような審査基準や審査項目や配点になっているのではないかという疑問を感じます。そして、一番の問題だと感じているのは、入札であれば、県全体で統一した基準に基づいて執行されているのに、指定管理者選定時の審査基準については、所管課において施設ごとに定め、総合的に審査されています。

また、指定管理者からの事業報告書の提出を受けた後に、必要に応じ外部有識者の意見を聴取するものとされていますが、その意見聴取が行われているのも38施設中1施設のみであり、評価方法や評価が適正であるかどうか、外部から分からないことであります。

特に、経費節減だけではなく、県民に対する住民サービスの向上と、設置された基礎自治体やその周辺地域の活性化や働く場の確保、また、関係する団体の振興、発展など、施設の設置の目的を効果的に達成するというもう一つの目的がきちんと評価できる選定となっているのか疑問であります。

令和7年度当初予算では、指定管理料の総額で約46億4,000万円が計上されています。多額の税金を投入する以上、きちんと検証できるシステムが必要であり、今後、外部有識者による検証が必要だと私は考えます。

また、指定管理者の中には、設備の管理などについて、専門の業者に再委託しているケースが多くあります。これでは、実際に管理している者は、制度導入前の管理委託と変わりません。むしろ、指定管理料は、この制度の目的の一つであるコスト削減で減らされており、民間業者にしわ寄せされ、民間事業者の利益優先で、地域の活性化や働く場の確保、また、関係する団体の振興、発展など、施設設置の目的がないがしろにされ、住民サービスの質が低下しているのではないかと思います。

平成17年の指定管理者制度の導入から20年が経過をしました。ここで一旦立ち止まって、指定管理者制度において、公募における競争原理が働いているのか、施設運営の本来の目的や施設設置の目的を達成できているのか、指定管理者に対する監督、チェック体制は十分なのか、精査、検証するべきだと思います。

いますが、木村知事の所見をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 竹崎議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者制度について、3点お尋ねがございました。

まず、公募における競争原理が働いているか、それと、施設の設置目的は達成されているかの2点について、併せてまずお答え申し上げたいと思います。

議員からは、指定管理の審査基準、そして審査項目及び配点が、所管課によって事務作業がやりやすいように、あるいは現行の指定管理者が有利になっているのではないかという御指摘をいただきました。

本県の審査基準は、施設設置の目的が効果的に達成できるよう、一定の審査基準を共通としながら、施設のその性格とか特性を踏まえて、配点の重みや特有の審査項目を柔軟に設定できるようにしているということは御理解いただければと思います。

それぞれの施設で、やはり設置目的が異なることですから、各々のその目的達成のために、最も適した管理者を選定できる仕組みと考えております。指定を受けた事業者において、適切に運営されていると考えております。

例えば、令和5年7月にオープンした熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設、いわゆるK I O K Uでは、熊本地震の教訓などの伝承、それと防災意識の醸成などを図る目的で、当初から指定管理者制度は導入しているんですけれども、指定を受けた事業者は、地震語り部などとの連携ですとか、イベントの実施を通じて地元の地域振興を進めるなど、民間ならではのネットワークを生かした運営がなされています。

また、このほかにも、熊本県民総合運動公園などで、利用時間の延長や独自のイベントが開催されるなど、指定管理者の有する企画力、ノウハウが最大限活用されて、県民サービスの向上につながっていると考えております。

しかし、一方で、指定管理者の募集に対して応募者が少ないというこの現状については、やはりこれを変えていく取組が必要と考えております。

このため、公募時において、毎年度指定管理料を見直して、今、特に現状そうですけれども、物価上昇の影響を指定管理料に適切に反映させる旨を明示するなど、事業者が新規参入しやすくするような環境の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の運営に対するチェック体制についてお答え申し上げます。

現行では、毎月1回と毎年度終了後に、指定管理者から事業の実績、利用者アンケート調査の結果報告を受け、県のほうで点検を行い、必要な指導などを行う仕組みとなっております。

直近の報告では、ほとんどの利用施設では、利用者数が前年度を上回っていること、また、利用者の満足度はおおむね高い水準となっていることから、適切に施設運営がなされていると評価しております。

しかし、一方で、議員御指摘のとおり、実績の評価時において、外部有識者の意見を聴取しているという施設がとても少ないという現状はございます。より適切な評価を行っていくためには、外部有識者の意見を聴取する機会を拡大させていく必要はあると考えております。

引き続き、県民サービスの向上に向けて、指定管理者制度の趣旨に沿って、必要な見直しを加えながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 木村知事から御答弁をいただきました。78点ですね。これはあくまでも私の感想であり、また解釈でありますので、主観的な採点であって、私がそれが合格点なのかどうかというのは分からないところでありますが、これは、この指定管理者制度でも、同じような面があるのではないかなと思っています。

この県の指定管理者選定については、施設の特性を踏まえ、そして、配点の重みづけや特定の審査項目を柔軟に設定できるということでありましたが、常任委員会に提示されている指定管理者の指定についての資料に、所管課の違うある2つの施設がありました。

その概要を読みますと、選定理由や、そして選考委員会の審査の結果の欄に、選考に当たったの基本的考え方、また、選考委員会からの意見があったんですが、これはもう非常に酷似しておりました。片方は500点満点中の437点、もう一方は399点と、何が違うのか分からないですね。また、審査の基準の満点が、その37施設のうち100点のものもあれば、400点、500点のものもあります。その中で合格基準点を設けているのは、2つの施設なんですけれども、それぞれ500点満点中の396点以上が合格、もう一つは250点以上なんですよね。質問でも申し上げましたが、その基準が分かりにくく、県としての一定の合格基準、これを設けることが必要だと考えております。

県民サービスの向上に向けて、必要な見直しを加えながら、制度運用に努めるということでございましたので、木村知事、検証し、見直しをぜひお願いしたいと思います。

それと、もう1点、現行の指定管理者から利用者アンケート調査の結果報告を受け、利用者の満足度はおおむね高い水準にあるということでございましたが、現在のデジタル社会の中、グーグルやヤフーで施設を検索すると、その施設に対しての利用者の評価や口コミ、これを見ることができます。そして、多くの方が、それを利用する際に参考にされているのではないかと思います。もちろん高い評価もあるんですけれども、厳しい御意見、そういったものもありますので、そういったものを、ぜひ、そのことも現場の声として受け止め、今後の対策に当たっていただきたいと思います。

それでは次に、指定管理者制度の具体的事例として、青少年の家についてお尋ねします。

今年の4月、私の選挙区である熊本市西区にヤマガラビレッジ、熊本市立金峰山自然の家が指定管理者制度を導入し、新たにリニューアルオープンしたことが話題となりました。

小中学生向けの利用に加え、アウトドア初心者のファミリーでも手軽に自然体験が楽しめる施設で、テント設営不要の宿泊施設や手ぶらで楽しめるバーベキュー、親子で自然を満喫できる体験プログラムが充実しており、交流人口の拡大を創出し、地域経済活性化の起爆剤として期待されております。

一方、本県の青少年の家4施設は、昭和48年に開所された天草青年の家をはじめ、昭和50年開所の菊池少年自然の家、昭和59年開所の豊野少年自然の家、そして、平成10年に開所されたあしきた青少年の家があり、青少年の健全育成を目的とした自然体験活動の提供に加え、幼児から高齢者までの幅広い世代が活動できる生涯学習の場として、地域に根差した重要な社会教育施設として、長年にわたり多くの県民に利用されてきました。

私自身、小学校4年生か5年生のときだったと思うんですが、当時豊少と呼ばれておりました豊野少年自然の家で、森の中で目印を頼りに目的地を目指すウオークラリーやカレーライスをみんなで作ったり、宿泊する体験活動を経験し、今でも楽しかった思い出として心に残っています。

これらの施設は、設立当初、県の直営で運営されていましたが、現在は指定管理者制度が導入されています。各施設とも、平成29、30年に過去最高の利用者数を記録していますが、それ以降利用者は徐々に減り、さらには、コロナ禍の利用者減少に始まり、現在の物価高騰や人件費の上昇により、施設の運営に影響が出てきているようで、県民や、とりわけ子供たちにとって、サービスの向上につながっているのか、また、地元自治体や周辺地域への活性化に寄与しているのか、大変懸念をしているところであります。

今年7月には、私の生まれ里である芦北町から県教育委員会へあしきた青少年の家の指定管理に係る要望書が提出され、地元の荒川議員とともに同席をいたしました。地域との関係性を踏まえた施設運営は、施設の持続可能性を高める上でも非常に重要であり、今後の指定管理者の選定においても、交流人口拡大や地域特産品の消費拡大、安定した雇用、所得向上など、地域への貢献という観点にも十分配慮してほしいと考えております。

そこで、次期指定管理者の選定期を迎えるに当たり、県立青少年の家における指定管理者の選定に向けた対応について、越猪教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立青少年の家4施設については、平成21年度から指定管理者制度を導入し、現在第4期目に入っています。

制度の導入以降、利用者数は増加し、平成29年度には、全体で18万7,000人と、県直営時も含めて過去最高となりました。その後、コロナ禍の影響もあり、利用者数は大幅に減少しましたが、学校の集団宿泊教室の再開に伴い、現在では、コロナ禍前の約7割まで回復しており、利用状況は改善傾向にあります。

また、指定管理者のノウハウを生かしながら、地域や各種団体と連携を図り、不登校傾向の子供たちの日帰りキャンプや通学合宿など、社会的課題に対応した様々な企画事業にも取り組んでいるところです。

あしきた青少年の家をはじめとする県立4施設は、青少年の健全育成を図る場であるとともに、地元食材の活用による地産地消の推進や地域住民の雇用の場、地域振興の観点からも重要な役割を担っている施設であると認識しており、公募の際の募集要項にも、周辺地域の振興への寄与に関する項目を盛り

込んでいます。

さらに、議員御指摘の昨今の物価高騰や人件費の上昇など、経営環境の変化に対応するため、今年度から食事料金を改定するとともに、施設利用料金についても、適正な料金設定の検討を行っているところです。

県教育委員会としましては、指定管理者の適切な選定に向け、地域への貢献という観点から、施設の安定的な運営とサービスの質の向上にしっかりと取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育長に御答弁いただきました。

あしきた青少年の家には、教育長自らが足を運んでいただいたと伺っております。施設の現状や地域の思いなど、いろいろと現地で感じ取っていただいたことと思いますが、交流人口の拡大や地域製品の消費拡大、安定した雇用、所得向上等々、そもそもの施設の設置の目的、これを踏まえた上での指定管理者の選定に向けた取組をお願いするところであります。よろしくお願いいたします。

次に、自転車利用者への交通ルールの周知と安全対策について質問をいたします。

自転車は、運転免許も要らず、手軽な移動手段として、子供から年配の方まで、幅広い年齢層に、通学や通勤、買物など、多目的な用途で利用されており、生活の足として、利用者也増加しております。

しかし、近年、全国では、交通事故全体の件数が減少傾向にある中で、自転車関連の交通事故件数は、2021年から3年連続増加するなど、増加傾向にあります。

熊本県における自転車の交通事故は減少傾向にあり、年ごとの増減はあるものの、10年前と比べ、全ての交通事故に占める自転車の交通事故の割合は、10年前と比べると増加傾向にあります。

さらに、警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、けがをした人の7割が、自転車側に前方不注意や信号無視など、何らかの法令違反が認められており、法令違反の割合は4年連続増加しており、こちらも増加傾向にあります。同様に、熊本県においても、自転車事故の法令違反がここ数年増加傾向にあります。

そのため、自転車の交通違反に対し、道路交通法の一部が改正され、これまで違反行為は指導や警告で済まされていましたが、来年4月1日からは、反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰が科されない青切符による取締りが始まることになりました。

対象は16歳以上で、113種類の交通違反に対して、3,000円から1万2,000円の反則金が定められており、知らぬかったばいということでは済まされなくなります。

主な違反に対する反則金額を紹介しますと、スマホなど携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆるながら運転は1万2,000円、信号無視は6,000円、遮断機が下りた踏切に入ることは7,000円、逆走や歩道通行など通行区分違反は6,000円、一時不停止は5,000円、ブレーキが利かないなど制動装置の不良は5,000円、イヤホンをつけて音楽を聴いたりしながら運転したり、傘を差しての運転は5,000円、夜の無灯火運転は5,000円、2人乗りや並んで走行する並進禁止違反は3,000円となっています。

このように、自転車の交通ルールを正しく理解することが大切になりますが、自転車を利用する県民

への周知は進んでいないように感じます。実際に、傘差し運転や並んでの走行、逆走、ながら運転など、違反運転者をよく目にします。

また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者について、ヘルメットの着用が努力義務化されております。熊本県内においては、県立高校で、本年4月から、ヘルメットの着用がこちらは義務化されております。

警察庁によると、自転車乗車用ヘルメットの着用率に関する全国調査結果が公表されており、令和5年については、熊本県は、着用率8.3%、全国平均13.5%を5.2%下回り、全国第28位、さらに、令和6年は、着用率が11.1%であり、3ポイント近く増えておりますが、全国平均17.0%を5.9%下回り、第30位と悪化しておりました。そして、本年令和7年は、つい先日発表された熊本県の着用率は、昨年から倍増の22.6%となっており、全国平均の21.2%を上回り、全国第16位となりました。

この結果により、県立高校における義務化により一定の効果が出ているとは思いますが、全国1位の愛媛県では、着用率70.3%、九州においても、53.7%の大分県を筆頭に、鹿児島、佐賀に次ぐ4位となっています。

私が暮らす熊本市内においても、学生も高校の校門近くではヘルメットを着用しているが、通学途中や部活の移動、土曜、日曜、祝日にはほとんど着用していないように感じます。

今朝も、熊本市西区の自宅から、私、この議会に来るまでに56台の自転車運転者と擦れ違いました。ヘルメットをかぶっていた方は8名でした。ちょうど通学時間帯じゃなかったもんですから、一般の方が多かったもんですから、着用率低かったのかなと思っているところでございますが。

さらにまた、いつでもぱっと乗って気軽に移動できるシェアサイクルのうたい文句で、熊本市、菊陽町、天草市で運用されている民間会社の赤い自転車を皆さんも御存じのことかと思いますが、ヘルメットを着用して赤い自転車を利用されている方を私は一人も見ることがありません。教育委員会や警察本部において様々な周知啓発活動に取り組んでおられるのは重々承知しておりますが、自転車を利用する県民への周知は進んでいないように感じます。

県民の命を守るために、いま一度、自転車の運転ルールを確認し、安全に自転車を利用するよう、自転車を利用する、利用しないは問わず、今まで以上に県民に周知する必要があると思いますが、知事の所見をお尋ねいたします。

あわせて、自転車の整備、点検について質問いたします。

来年4月から、自転車の交通反則通告制度による取締りにおいては、ブレーキが利かない、無灯火などの事故につながる自転車の整備に関する違反に対しても、青切符の対象となると先ほど申したところでございますが、現在、車や自動二輪と違い、自転車には定期的な整備、点検の義務はありません。

自転車は、車と違い、ブレーキの利きが悪かったり、ライトが壊れていたり、不備があったとしても、そのまま使用されていることが多くあると思います。そして、近年では、近隣国で製造された格安の自転車が輸入され、ディスカウストアなどで1万円を切る価格で販売をされております。安価で購入できることで、整備、点検をするという意識がなくなってしまうのか、街を走る自転車の中には、

整備不良の車両が散見されます。

熊本県自転車二輪車商協同組合の皆さんに話を聞くと、自転車は、1年使用すれば、かなりの箇所に整備の必要性が出てくるようで、各店舗での整備、点検や学校やPTAからの要請による出向いての点検においても、ベル、ブレーキ、タイヤ、チェーン、ライト、反射鏡など、不良や不備がほとんどの車両に見られるということでした。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例には「自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。」と規定されていますが、県民の意識はいかかなものかと疑問を持たれておられます。

熊本県内各地には、自転車の整備、点検について専門的な知識と技能を有する資格を持った自転車整備士が在籍する自転車安全整備店が229店舗あるそうです。

香川県において、既に自転車整備、点検が条例で義務化されておりますが、ぜひ熊本県でも義務化をし、既に義務化された保険加入と両方が義務化されることにより、安全で安心して使用できる乗り物になるのではないかと要望をされておられます。

令和2年9月議会において、各学校における自転車の整備、点検の実施状況を私がお尋ねした際に、当時の古閑教育長から、通学で利用する自転車に対しては、全ての小中高等学校において、学校の実態や発達段階に応じた整備、点検が行われている、また、児童生徒や保護者に対し、交通安全教室や保護者集会において、整備、点検の重要性を周知しているとの答弁がありました。

学校だけではなく、自転車を利用する県民一人一人が、安全運転、交通マナーと同時に、正しい整備やメンテナンスに関しても意識、知識を持たなければ、本当の意味での自転車の安全利用は実現しないと思います。

自転車を適正に整備、点検して、愛着を持って自転車に乗る、これからはそのような視点が必要だと考えますが、環境生活部長に併せて御所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

自転車は、移動手段としての利便性、経済性はもちろん、健康面、環境面、渋滞緩和にもメリットがあり、私たちの生活にとって身近な存在でございます。

その一方で、自動車と同じ車両の仲間であり、ルールを正しく理解して安全に利用しなければ、自分の身を守ることもできず、交通の支障にもなりかねません。

しかしながら、現状では、議員御指摘のとおり、ヘルメットの未着用や右側通行、ながら運転などの違反行為を見かけることも少なくない状況でございます。

そのため、道路交通法の改正により、令和5年にはヘルメット着用が努力義務化され、来年4月からは、自転車利用者の違反行為に反則金を科す、いわゆる青切符制度がスタートするなど、対策が強化されてきました。

私自身、通勤や買物等の日常生活で自転車をよく利用するものですから、特に知事就任後は、私のこ

のでかい頭に合う大きなヘルメットを見つけるまでは自転車を利用しませんでした。で、今は必ずヘルメットを着けて利用しております。率先して行動するようにしております。

本県では、平成27年に、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、これを制定させていただきまして、自転車の安全利用に取り組んでまいりました。令和3年には、この条例を改正して、その重大な事故が発生した際の補償に備えるための自転車保険の加入を義務化したところでございます。

また、県民の皆様へのヘルメットの着用とルールへの周知に向けて、全年齢層向けのチラシを配布するほか、特に、議員も御指摘ありました学生などの若い層に対しましては、同世代のモデルを起用して、SNSなどを活用したキャンペーンを現在実施しているところでございます。

青切符制度が始まるこの機会を捉えて、本県としても、県警察や教育委員会、市町村など関係機関と連携して、交通社会の安全を守るための広報啓発を一層進めてまいりたい、そう考えております。

県民みんなが安心して笑顔になれる熊本を実現するには、何より安全の確保が不可欠でございます。自転車を利用するお一人お一人が、交通ルールを正しく理解し、安全な交通行動を実践していただけますよう、引き続き県民の皆様幅広く呼びかけてまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 自転車の整備不良は、重大な交通事故の発生原因となり得る交通違反であり、故障しているのを認識しながら乗り続けるという意味では、悪質な交通違反とも言えるものです。

自転車には、自動車のような車検制度はありませんが、車両の一種であることから、整備不良の自転車利用者には、道路交通法による罰則が設けられています。さらに、来年4月から始まるいわゆる自転車の青切符制度においても、整備不良は取締りの対象となっています。

議員御紹介のとおり、本県では、平成27年に制定した自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車の定期的な点検、整備を努力義務と定めて、周知啓発に取り組んでいるところです。

現在、県内の高校では、定期的な点検、整備を自転車通学の許可条件とする取組が進んでいる状況です。

今後は、青切符制度の運用状況等を注視しながら、自転車を利用する全ての県民に向けて、引き続き、自転車の適正な点検、整備の重要性等について、周知啓発を図ってまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 私は、幼少の頃、おばあちゃん子でありました。自転車で遊びや部活であつたり行こうとすると、必ず、大正生まれの祖母に、和虎、鉄かぶとはちゃんとかぶったかと促されていました。戦中を生きた祖母らしい表現で、孫の安全を見守ってくれてたんだろうと、懐かしく思い出すところでございますが、このように、自転車を利用する人だけではなく、利用しない方々もルールを知って、やっぱり県民の安全を守っていかなきゃいけないと思っております。

そして、自転車の整備、点検についても、周知啓発に取り組んでいるということでありましたが、私は、この質問に際して、5つの中学校、高校を訪ね、自転車の交通ルールと併せ、整備、点検状況も伺

ってきましたが、そこまで、そこまで進んでいるようには感じなかったところであります。

先日、内野議員の代表質問で、あの新キャラ、ワルモンの話がありましたが、県民への周知にも、ぜひワルモンやくまモンを使っただいて、周知をしていただきたいと思いますし、また、県のホームページからもリンクできますが、ユーチューブ動画で、やんちゃしてそうなお兄さん2人が登場し、まだかぶってねえのと、自転車運転時のヘルメット着用を呼びかける安全啓発動画があります。木村知事がおっしゃったSNSの一つと思いますが、自転車整備の点検の重要性、そしてヘルメットの着用を含め、あらゆる手段でもっともっと進めていくべきだと思いますので、県警、教育委員会も一緒になって取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

2010年代半ばから年々深刻化している人手不足問題。

教育の現場においても、教員の成り手不足、これは深刻な問題であります。その背景には、教員の業務過多が大きく影響していると指摘されております。特に、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や保護者からの多様な要望への対応など、教員が担う業務は年々複雑化、多様化しており、教育現場の先生からも話を伺っております。

しかしながら、教育の本質は、先生が子供に向き合う時間にこそあると私は強く信じております。これは、家庭においても同様であると考えます。教員が児童生徒一人一人に丁寧に向き合い、教育的な関わりを深める時間を確保することが、教育の質の向上に直結するものであります。

教育委員会においては、昨年度、第2期働き方改革推進プランを策定され、ICTの活用などによる業務効率化に取り組まれていることは承知しております。しかしながら、現場の声に耳を傾けると、依然として教員の負担は大きく、さらなる対策の深掘りが求められていると感じております。

そこで、3点お尋ねいたします。

本年度より、県では、教員業務支援員を、市町村に費用を求めずに、全校に配置する取組を、九州では初の事業として開始されています。現場からは、教員の業務効率化につながっている、負担が減ることと、児童生徒と接する時間が増えているなど、とても助かっているとの声や、児童生徒の下校後、放課後に抱える作業が多く、その時間にもサポートの体制があるとさらに助かるとの声も聞かれておりますが、現在具体的にどれほどの学校に配置が完了しているのか、また、支援業務時間の拡充は可能なのか、そして、配置された学校において、教員の業務負担軽減や児童生徒との関わりの質的向上など、どのような効果が確認されているのか、定量的かつ定性的な観点から御説明いただきたいと思います。

次に、年度末から年度初めにかけて、教員の時間外勤務が特に多くなる傾向にあると聞いております。その一因として、教員への異動内示が遅いことが挙げられております。

異動対象者のみならず、校務分掌の割り振りや業務引継ぎなど、学校全体に影響が及ぶことから、可能な限り内示の時期を前倒しできないか、検討の余地があると考えますが、県教育委員会としての見解をお聞かせください。

最後に、教育委員会事務局には多くの教員が配置されていると承知しておりますが、現場では教員不

足が続いております。事務局の業務も重要であります、教育の最前線である学校現場にこそ、経験豊富な教員の力が必要とされております。一定数の教員を現場に戻すことについて、教育委員会としてどのようにお考えか。

以上 3 点、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 学校現場における働き方改革についてお答えします。

私自身、40年以上教育の場に身を置く者として、教育内容だけでなく、児童生徒や保護者の意識の変化も含め、子供を取り巻く環境が大きく変化してきていると感じています。このような変化により、教員の業務は増え続け、従来のやり方では、子供に向き合う時間が十分に確保できない状況となっています。

その解決方法として、議員御指摘のとおり、できるだけ現場が主体的に課題を解決できるような環境整備を進めることが必要だと認識しています。

1 点目の教員業務支援員についてですが、配置状況については、9 月 1 日現在で、小中学校では345校中309校の89.6%、県立学校では67校中61校の91.0%の配置状況となっています。

次に、具体的な業務については、学習プリント等の教材の印刷、配付文書等の作成補助、来客や電話の対応、学校行事や式典の準備などに多く従事されています。

配置の効果については、小中学校においては、各学校からのヒアリング等を通じて、その成果を取りまとめているところですが、県立学校においては、現時点で約 7 割の学校で教員の時間外勤務の縮減や業務負担の軽減につながっています。

一方、学校規模に応じて、支援員を 1 人ではなく複数人の配置を希望する声や、議員御指摘のとおり、支援員の業務従事時間の拡充を希望する声が上がっていることも承知しています。

今後、教員業務支援員の配置による業務削減の効果等を分析し、よりよい配置について検討してまいります。

2 点目の異動内示の時期についてお答えします。

私自身、学校に勤務していたとき、特に 3 月後半から 4 月前半にかけて、業務が錯綜して大変だった経験がございます。これは、年度末には 1 年間の締めくりや新年度に向けた準備など、多岐にわたる業務があり、その業務の多くが異動内示の後にしか進めることができないという実態があるためです。

このような状況を改善し、業務を円滑に進められるよう、学校現場については、少しでも早く異動内示ができるよう、早速来年度の人事異動から対応してまいります。

3 点目の教育委員会事務局で勤務する教員の学校現場への配置についてお答えします。

教育行政の施策の推進を所管する県教育委員会事務局の業務は大変重要という認識の下、学校への助言、指導など、様々な業務に従事するため、多くの教員を教育委員会事務局に配置しています。

私自身、学校現場での勤務経験を踏まえれば、やはり教員の本分は、学校現場で子供に向き合い、将来の日本を担う人材の育成に取り組むことだと考えています。

そこで、子供たちの教育に直接携わる学校現場を最優先に考え、教育委員会事務局の業務を見直し、効率化を図り、組織をスリム化させ、教育委員会事務局で勤務する教員を一人でも多く現場に配置することを基本的な考え方として人事異動業務を進めていくこととします。

県教育委員会では、現場の教員が少しでも生き生きと働けるような環境づくりに取り組むことで、子供たちへの教育の質の向上につなげてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 越猪教育長に御答弁いただきました。

さすが、17年ぶりの現場出身、教員出身の教育長だなという答弁でございました。

教員業務支援員の配置については、昨日、岩田議員のほうからも質問があったところでございますが、現場の若い先生方からも、本当に助かっていると伺っております。業務従事時間の拡充についても、早急に検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

また、事務局勤務の教員の方も、できるだけ現場で働くことができるよう取り組んでいただければと思っております。

そして、異動内示の時期を来年度の人事異動から対応するというところでございました。これも多くの教員の皆さん方から要望を受けていたところで、とても皆さん助かるのではないかなと思っております。

働きやすい教育現場をつくることが、教育の質の向上、そして教員の成り手不足解消にもつながると思いますので、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは次に、県営住宅の入居促進と維持管理について質問をいたします。

熊本県営住宅は、県民福祉に寄与することを目的とし、住宅に困窮する低額所得者のために国と県が協力して建てた住宅で、一般の賃貸住宅とは違って、使用に際していろいろな制限や注意すべきことがあります。低廉な家賃で住むことができる熊本県民の大切な共有財産であります。

県営住宅の入居状況を見てみますと、入居戸数は、令和6年度末の段階で6,721世帯となっており、管理戸数8,516戸に対して、入居率は78.9%となっています。10年前の平成27年度末と比べると、入居世帯は1,356世帯、入居率で15.8%減少しています。

県におかれては、これまでに、入居促進を目的に、抽選にて年に2回募集を行う補充入居待機者募集に加え、県が事前に選定した空き住戸について、先着順で申込みを受付する常時募集や単身入居の要件緩和など取組を行ってこられ、入居率の減少には歯止めがかかりつつあるとのことですが、入居を希望する方々の声に常に耳を傾け、多様化するニーズを的確に把握し、さらなる入居促進に向けた取組が必要であると考えます。

また、入居世帯の類型別の構成を見てみますと、令和6年度末の段階で、高齢者世帯の世帯数が4,560世帯で、その世帯率は67.8%となっており、ここ5年間で331世帯、割合にして9.2%増加しています。一方で、子育て世帯の世帯数は、5年間で430世帯、世帯率で5.8%も減少しています。

このように、入居率の減少と世帯構成の変化によって、単身高齢者世帯が増加し、子育て世代や若い

世代が減少しており、団地における自治会活動の担い手が不足するなどの影響で、住宅、敷地の共用部分の清掃や草木の管理などの活動に困難を生じさせていると聞いており、住環境の悪化を招くのではないかと懸念しております。

入居を希望する県民が健康で安心して住み続けられる県営住宅を目指すためにも、空き部屋対策や共用部分などの敷地の維持管理、また、団地コミュニティの活性化や住みやすさなど、ソフト面の対策も急務であると考えます。

そこで、さらなる入居促進の取組として、これまで以上に子育て世代が入居する方策を考える必要があるのではないか。また、入居世帯を増やす取組も必要であり、これまでも多くの議員が質問をし、県において入居促進策として様々な取組をされてきたとは思いますが、多様化するニーズに応えるために、ほかに考えていることはないか、お尋ねします。

さらに、高齢の入居者が増加していく中、安全で安心して住み続けられる場として、42団地が様々な立地条件の中にありますが、それぞれの団地の特性に応じて、県営住宅の敷地の共用部分の清掃や草木の維持管理を考える必要があるのではないかと考えますが、併せて土木部長にお尋ねします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、県営住宅の入居促進についてお答えします。

県営住宅は、約9割が建設から30年以上経過し、住戸内の設備が古く、入居者のニーズに合っていないことや希望する時期に入居できなかったことなどから、入居率は減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、入居促進を図るために、希望に沿った入居ができる常時募集や単身入居の要件緩和など、入居制度を一部改正しましたが、若い世代のライフスタイルやニーズに十分に対応できておらず、入居が進んでいない状況です。

そこで、子育て世帯を含む若い世代の意向に沿った住戸とするため、従来のユニバーサルデザイン改修の取組に加え、今年度から、防音効果のあるクッションフロアや視認性が高い対面キッチンなどの住戸改善にも着手しました。

また、小中学校や病院等が近隣にある団地につきましては、子育て世代等が優先的に入居できる住戸を確保してまいります。

さらに、多様なニーズに寄り添う新たな視点として、ペット同居の可能性についても検討しているところ です。

そのような中、団地自治会からも、入居促進対策として、ペットとの同居を求める要望が出されました。今後、関係者間で実現に向けて協議を進めてまいります。

今後とも、社会情勢の変化に対応しながら、住宅に困窮する様々な世帯が入居できるよう取り組んでまいります。

次に、共用部分の維持管理についてお答えします。

共用部分の清掃や草木の維持管理は、原則として入居者での対応をお願いしています。しかし、入居者の減少や高齢者世帯の増加により、一部の団地では、コミュニティの維持が困難となり、共用部分

の管理に支障が生じています。

このため、県では、団地の状況に応じた支援が必要と考え、入居者の作業に危険等が伴う場合、指定管理者で対応しております。

引き続き、入居者の安全確保を最優先に考え、これまで以上に団地の個別状況を把握し、入居者の負担軽減を図ってまいります。

また、ソフト面では、団地入居者のコミュニティ形成に向けた取組を実施してまいります。

今後も、指定管理者との連携の下、入居者が安全に安心して住み続けられる県営住宅を目指して、各種取組をしっかりと進めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 菰田部長より御答弁いただきました。

県営住宅の入居促進対策として、ペットとの同居を実現に向けて協議を進めていくということでございましたが、知事選の公約でしたね。県営住宅ペットオーケーというやつですね。これに向けて、早速その実現に向け動き出したものだと思っております。

このペットの同居は、必要なニーズの一つであります。高齢者にとっては、認知症の予防や孤独対策に効果があると公表されております。必要なルールづくりや入居者の合意形成に向けても取り組んでいただきたいと思います。

また、共用部分の維持管理については、原則入居者での対応ですが、管理に支障が生じております。県営住宅も指定管理となっておりますが、団地の状況に応じた支援ができるよう、県もしっかりと関与して、指定管理者と一体となって対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私の選挙区である熊本市西南部地域は、本県の海の玄関口である熊本港や陸の玄関口である熊本駅といった広域交通拠点を持ち、また、工業団地や流通団地、そして県民の台所でもある熊本地方卸売市場、通称田崎市場が立地するなど、食品、製造、物流を支える地域であります。さらに、自然の豊かさを生かし、有明海においては、ノリ、アサリ、ハマグリなどの水産物、平たん部の水田地帯から金峰山一帯の中山間地域においては、多様な農業経営が営まれており、ナス、トマト、イチゴなどの施設野菜や温州ミカン、梨、梅、タケノコなどの果樹や林産物など、県内有数の食料生産拠点となっております。

現在、熊本都市圏北東部においては、世界最大の半導体ファウンドリーであるTSMCの進出を契機に、シリコンアイランド九州として、半導体関連企業の集積など、大規模な従業員などの立地で移住、定住が進んでおります。

このシリコンアイランド九州への半導体関連投資の活発化によって、2030年までの10年間で、熊本県内の経済波及効果は11兆2,000億円に上ると九州フィナンシャルグループが試算をされています。

熊本市西南部地域においては、地域の特色を生かしつつ、この経済効果の波及により地域振興が図られることを地元の皆さんは期待しております。

一方、地域の道路状況を見てみますと、九州縦貫自動車道や有明海沿岸道路のインターチェンジまでの距離が遠く、例えば、熊本駅周辺や熊本港周辺地域から福岡、佐賀、長崎方面の移動には、植木インターや菊水インター、また、三池港インターまで1時間から1時間半かけて行かなければなりません。そのため、熊本市西南部地域の振興につながる社会基盤として、また、災害時のリダンダンシーを確保するためにも、広域的な物流や人流、定時性、速達性を確保する骨格幹線道路の整備が必要であると考えます。

そこで、今後の当地域の振興を支える道路網となる熊本西環状道路、熊本環状連絡道路、有明海沿岸道路の整備促進、また、熊本港の物流機能の強化に向けた整備と意気込みを土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、熊本市西南部地域の振興につながる道路整備についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本地域の振興に当たりましては、広域的な物流や人流を促進する道路網の整備が重要であると認識しております。

熊本西環状道路や熊本環状連絡道路の整備により、物流の効率化や人流の円滑化など、交通の利便性は大きく向上するものと考えています。

県では、その効果を早期に発揮できるよう、熊本環状連絡道路を含む中九州横断道路について、合志市とも連携し、用地の先行取得に協力するとともに、有料道路事業の導入が円滑に進むよう、都市計画決定手続の年内完了を目標に取り組んでいます。

さらに、有明海沿岸道路につきましては、工事や事業化に向けた手続の準備を進めており、県においても、玉名から熊本間の整備に関する基礎的データの収集、分析を進めています。

次に、熊本港の物流機能の強化に向けた整備についてお答えします。

熊本港では、貨物量の増加に対応するため、本年1月に、熊本港で2基目となるガントリークレーンの運用を開始し、さらに、コンテナヤードの拡張に向けて、耐震強化岸壁や埠頭用地の工事に国と連携して取り組んでおり、このほか、工業用地約11ヘクタールの分譲を進め、工場等の建設に必要な基盤整備を進めています。

県としましては、基幹道路網の整備や熊本港の機能拡大が熊本市西南部地域の振興につながるものと考えており、今後も、国や熊本市と強力に連携しながら、社会基盤の整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 この熊本市西南部地域振興は、私の掲げる政策目標の一丁目一番地であります。政治、行政一体となって、そして、地域の皆さんとともに成し遂げたいと思っておりますので、木村知事、菰田部長、ぜひとも一緒に取り組んでまいりましょう。よろしくお願いいたします。

○副議長(緒方勇二君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○竹崎和虎君(続) それでは最後に、災害を未然に防ぐ河川の維持管理や災害時の道路情報発信につい

て要望いたします。

近年、地球温暖化の影響により、集中豪雨やゲリラ豪雨の発生頻度が大幅に増加し、水害の発生回数も増加傾向にあります。本県においても、本年8月10日から11日にかけての記録的な大雨により、県内各地で大きな被害をもたらし、今も懸命な復旧活動が続けられています。

このたびの記録的な大雨により貴い命が失われましたことに、改めまして心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

このような近年の洪水被害を踏まえ、被害を未然に防ぎ、軽減させるためにも、常日頃からできる対策として、河川に堆積した土砂のしゅんせつや草木の撤去による河道断面の確保といった河川の管理があり、県内各地で多くの要望が寄せられています。

私自身も、地元の土木事務所に相談しておりますが、予算にも限りがあり、全ての地域からの要望に対応できないというのが現状であるかもしれませんが、これまで以上に、県として、河川の維持管理として、河川環境には十分配慮した上で、堆積した土砂のしゅんせつ、また、河川内に繁茂した草木の除去を要望いたします。

また、先般の記録的な大雨を記録した日は、9日からの3連休の方も多く、夏休みやお盆休みの時期と重なっており、多くの方々が熊本に来ておられました。この方々からの声を聞くと、皆さんそれぞれ、目的地に行きたいけど、どこの道が通行できるか分からない、情報をネットで調べているけど、サイトにつながらないとか、どこのサイトを見ればいいのか分からないというお尋ね、お尋ねというより苦情みたいなものが私にもたくさんありました。

県において、国道、県道、市町村道関係なく、ワンストップで分かりやすい情報提供を、県のホームページなどデジタル技術を活用した情報提供の体制の構築を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴いただき、誠にありがとうございました。(拍手)